

広報かどま 6 (2024)年 12 月号

クレジットカードの不正利用

第三者に自分名義のクレジットカードを勝手に作られた上に不正に利用され、身に覚えのない請求を受けたという相談が増えています。利用明細書が書面で届けば、比較的早くに不正利用に気づくことができますが、昨今、利用明細はweb上で確認するよう推奨されており、不正利用の発見が遅れます。

通常クレジットカードの発行には、本人確認書類と銀行口座情報が必要です。詐欺メールで、氏名等の個人情報や口座情報を求められ、うっかり提供してしまうと、第三者が他人名義のクレジットカードを作れてしまう場合があります。その上、最近はサインレス決済（サインや暗証番号の入力が不要な少額決済）も多く、他人でも利用しやすくなっています。

もし不正利用に気づいたら、すぐにクレジットカード会社に利用停止と調査を依頼しましょう。そして、誰かに身分証明書や口座情報の提供を求められた時には、安易に応じず、まず消費生活センターに相談しましょう。

問合せ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249